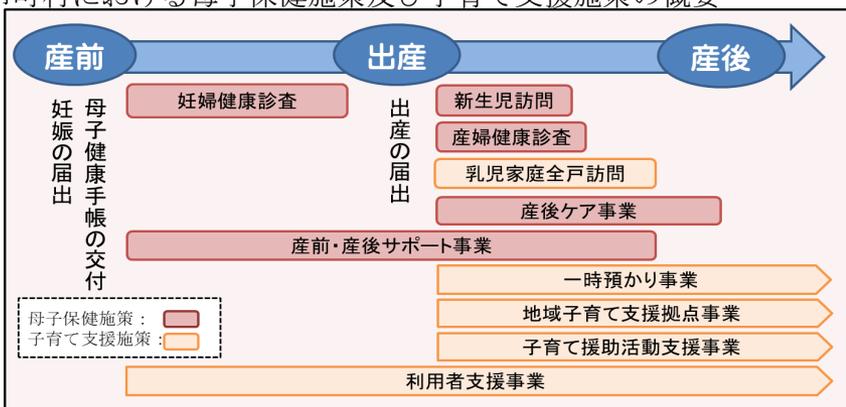


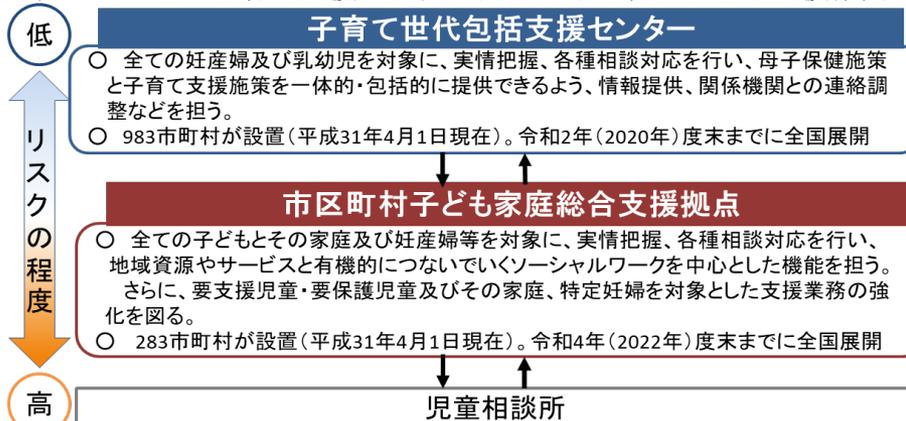
- 近年の核家族化、地域のつながりの希薄化等により子育てが孤立化し、子育てに不安感、負担感を抱く母親が増加しており、産後うつや育児放棄、自殺に至るケースもみられる。
- このため、市町村は、厚生労働省の補助事業を活用するなどして、産前・産後の母親への支援に係る多様な取組を行っているが、地域における支援の実態は必ずしも明らかとなっていない。
- このような状況を踏まえ、妊娠期から出産後にわたり切れ目のない支援を提供できる体制の整備を推進する観点から、支援が必要な対象者の把握状況、産前・産後の支援の状況等について調査し、実態を踏まえた課題を整理。

調査対象とする政策の内容

◆市町村における母子保健施策及び子育て支援施策の概要



◆切れ目のない子育て支援の提供に向けた市町村における支援機関



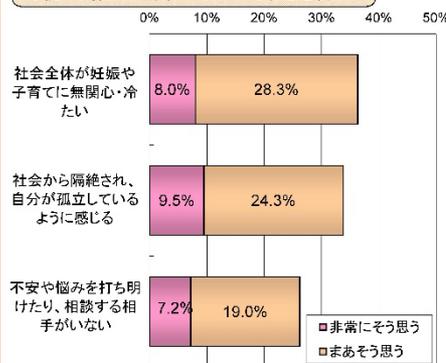
想定される課題、問題等

母子保健法、子ども・子育て支援法、児童福祉法等に基づき、市町村の各部署において、産前・産後の支援が必要な妊産婦に対する各種支援の取組が行われているものの、

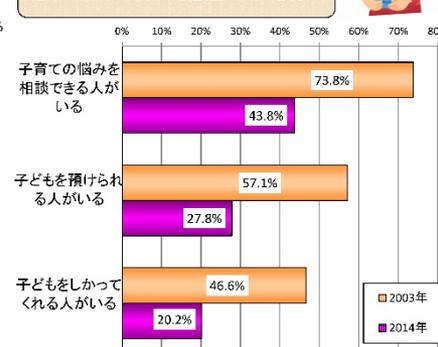
- ◎支援を必要とする妊産婦が的確に把握されていないのではないか
- ◎支援を必要とする妊産婦に対し、ニーズに合った適切な支援が提供されていないのではないか

◆子育ての孤立化と負担感の増加

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識



地域の中での子どもを通じたつきあい



資料: 瀬UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)
三愛UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査2014」(2014年)



- 平成30年度の不登校児童生徒（義務教育段階）数は16万4,528人と6年連続で増加し、過去最大。また、15歳～39歳までの広義のひきこもり数は推計54.1万人。
- 国では、「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)及び「子ども若者育成支援推進大綱」（平成28年2月）等により、不登校、ひきこもりなど困難を有する子供・若者への支援施策を推進
- 学童期から思春期（6歳～18歳）までの子供・若者を対象とし、不登校、ひきこもりに係る支援施策及び事務事業等の実施状況や効果を把握することにより総合的に評価

調査対象とする政策の内容

不登校、ひきこもりの子供・若者支援の枠組み・施策・事務事業

(精査中)

子供・若者育成支援施策の推進

子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）

子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月）
 ・困難を有する子供・若者やその家族の支援
 ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

不登校の子供・若者支援

- 教育機会の確保等に関する施策の推進（文部科学省）
- SC,SSWの配置拡充など、教育相談体制の充実（文部科学省）
- インターネット人権相談受付、こども人権110番の実施（法務省）

ひきこもりの子供・若者支援（厚生労働省）

- ひきこもり地域支援センターによる支援
 - ・ひきこもりに特化した第一次相談窓口
 - ・ひきこもり支援コーディネーター
 - ・関係機関との連携
 - ・ひきこもりに関する普及、啓発
- 精神保健福祉センター、保健所、市町村健康センター、児童相談所における相談支援 など

想定される課題、問題等

- 適切な支援体制による確実な不登校支援の実施

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）

不登校児童生徒に対する教育機会の確保に係る施策について、国、地方公共団体の責務を明確化するとともに、教育支援センター（適応指導教室）、不登校特例校といった学習支援を行う公立の教育施設の整備を努力義務として規定 など

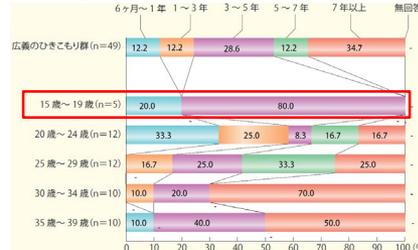
【参考】（不登校児童生徒に対する支援に関する測定指標）（文部科学省の例）
 ・不登校児童生徒数に占める、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた児童生徒の割合
 29年度実績値 76.3%（目標値80%（30年度））

※平成31年度行政事業レビューシート（文部科学省）

- 学童期（小学生）から思春期（中学生～おおむね18歳）までの切れ目のない支援の実施

[平成27年度 若者の生活に関する調査(対象:15～39歳)(内閣府)]

◎ ひきこもりになってからの期間



※ 15歳から19歳のひきこもり群をみると、3～5年（小中学生の時期）が8割となっている。

◎ 初めてひきこもりの状態になった年齢



※ 14歳（中学生）以下に初めてひきこもりの状態になった者が12.2%存在

(出展：「令和元年版子供・若者白書」(内閣府)
 ※赤枠は当局において付した)

- 指定管理者制度は、民営化・民間化などの行政改革の流れの中、公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することにより、住民サービスの向上と管理経費の縮減等を意図して平成15年度に発足。導入施設は、制度発足以来増加してきたが、一方で再直営化の動きもあり、近年は頭打ち。
 - P F I や公共施設等運営権（コンセッション）等の多様な官民連携手法が整備される中で指定管理者制度が一層適切かつ効果的に活用されることを通じて、公の施設のより効果的、効率的な運営を推進する観点から
 - ・ 施設やその管理の在り方の検証・見直しに基づいた最適な手法の選択・見直しが行われているか
 - ・ 公募前対話等を通じた民間事業者の意見の幅広い反映や委託業務範囲等の工夫、リスク分担の徹底など、民間参入を促す取組は、十分行われているか
- 等について調査し、施設の目的、態様等に適した制度の適用を促す上での課題とその対策を検討

調査対象とする政策の内容

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成27年8月28日助言通知）（抜粋）

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(2) 指定管理者制度等の活用

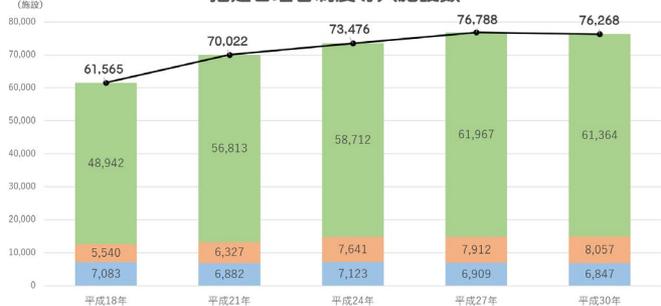
① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。

② その際、先行的に取組を行っている団体の状況等を参考にしつつ、例えば、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等により民間事業者の参入機会を増やす取組など、指定管理者が参入しやすいような環境整備も含め検証すること。

また、その施策目的等から直営を選択している場合であっても、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理といった業務について部分的に指定管理者制度を導入する等、幅広い視点からその管理のあり方について検証すること。

③（略）

指定管理者制度導入施設数



総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」による。

想定される課題、問題等

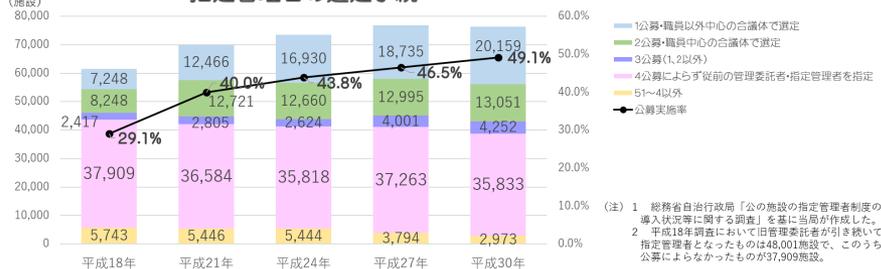
- 茨城県内で、専門的なサービスが低下したとの声や長い視点でスタッフを育成したいとの考えから、図書館、郷土資料館等を再直営化
- 桑名市では、管理の在り方を見直すとして、39施設を平成31年4月から直営化

指定期間満了等後の管理等



(注) 1 総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」を基に当局が作成した。
2 本グラフにおける施設数は、前回調査時点の翌日から調査時点（例：30年調査では平成27年4月2日～平成30年4月1日）までの実績。（ ）は施設数の合計を示す。
3 「その他」には、公営住宅法に基づく管理代行制度による管理を含む。

指定管理者の選定手続



(注) 1 総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」を基に当局が作成した。
2 平成18年調査において旧管理委託者が引き続いて指定管理者となったものは48,001施設で、このうち、公募によらなかったものが37,909施設。

○ 渉外戸籍

- 在留外国人の増加等を背景に、渉外戸籍事件については、国籍によって必要書類が異なるため、市区町村では、窓口での説明や書類審査に膨大な時間や労力を要している状況
- 市区町村の渉外戸籍の事務処理における、
 - ・ 外国人の婚姻に関する届出の必要書類の取扱い
 - ・ 市区町村から疑義照会を受けた法務局や法務本省の対応
 - ・ 国に対する支援要望
 等について調査し、課題を整理

調査対象とする政策の内容

- 「渉外戸籍」とは、戸籍事件本人の一部又は全部が外国人である場合に関する届出、審査、受理等の事務
- 「渉外戸籍」は、日本人に関する戸籍事務と同様に、戸籍法に基づき、市区町村が行う事務であり、第一号法定受託事務

- 日本人と外国人が国際結婚をした件数は、平成25年は21,488件（婚姻件数全体の3.2%）
- 日本で外国人同士が結婚した件数は3,127件で、中国人同士、ブラジル人同士の結婚が多い。

妻の国籍	総数	夫の国籍										
		日本	外国 総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	米 国	英 国	ブラジル	ペルー	その他の外国
総数	663740	654567	9173	2229	1257	180	71	1657	273	876	236	2394
日本	645171	639125	6046	1689	718	105	31	1158	247	286	107	1705
外国	18569	15442	3127	540	539	75	40	499	26	590	129	689
韓国・朝鮮	3264	2734	530	450	22	1		15	2	3		37
中 国	6892	6253	639	54	492		1	30	6	4	1	51
フィリピン	3342	3118	224	6	1	66		75	2	29	8	37
タ イ	1051	981	70	1	3	2	36	9		6	3	10
米 国	515	184	331	1	1	1		305	3	3		17
英 国	56	38	18		2			4	9			3
ブラジル	726	212	514			3		8		464	17	22
ペルー	215	70	145					7		46	78	14
その他の外国	2508	1852	656	28	18	2	3	46	4	35	22	498

想定される課題、問題等

【事例】

市では、フィリピン人に関する戸籍届出の際、必要書類にフィリピン外務省の認証を付与するよう届出者に求めているが、同じ県内の別の市では、同認証が必要かどうか、法務局に照会したところ、同認証がないことを理由に受理しないとするはできない、との回答であったため、届出者に同認証の付与を求めている。

こうした異なる取扱いによって、当該市では届出者への説明に苦慮。

【市区町村の意見】

渉外戸籍は、第一号法定受託事務であり、国籍の多様化や在留外国人の増加がみられる昨今、統一的な基準などを示してほしい。

○遺留金

- 超高齢社会の進行や家族のつながりが希薄化する中、急増する一人暮らしの高齢者などの死亡により、市町村では、埋火葬後、残余遺留金が相続財産管理人の選任のための予納金に満たない場合、結果として、法令に根拠のない遺留金を歳計外現金として保管せざるを得ない状況
- 市町村による埋火葬後の遺留金に係る事務処理等における、
 - ・埋火葬を行うケースの発生・処理
 - ・相続財産管理人の選任のための申立ての実施、残余遺留金の保管
 - ・遺留金の事務処理等に関する意見要望
 等について調査し、課題を整理

調査対象とする政策の内容

- 一人暮らしの高齢者などが死亡した場合、死亡者の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、死亡地の市町村が埋火葬を行い、その費用は一義的に死亡した者の遺留金を充て、不足するときは当該市町村が負担（行旅病人及行旅死亡人取扱法/墓埋法）
- 埋火葬後の遺留金の処理については、生活保護法以外に明確な規定がないため、相続人のあることが明らかでない場合、埋火葬の費用に充当した後の残余遺留金等の相続財産は、民法の規定に基づき、当該市町村（利害関係人）の請求により家庭裁判所が選任した相続財産管理人により処分手続が行われ、最終的には国庫に納付

想定される課題、問題等

【事例】

（相続人等身寄りの探索）

親族の住所あてに手紙を送付しても、返答がなかなか来ないため時間がかかる。

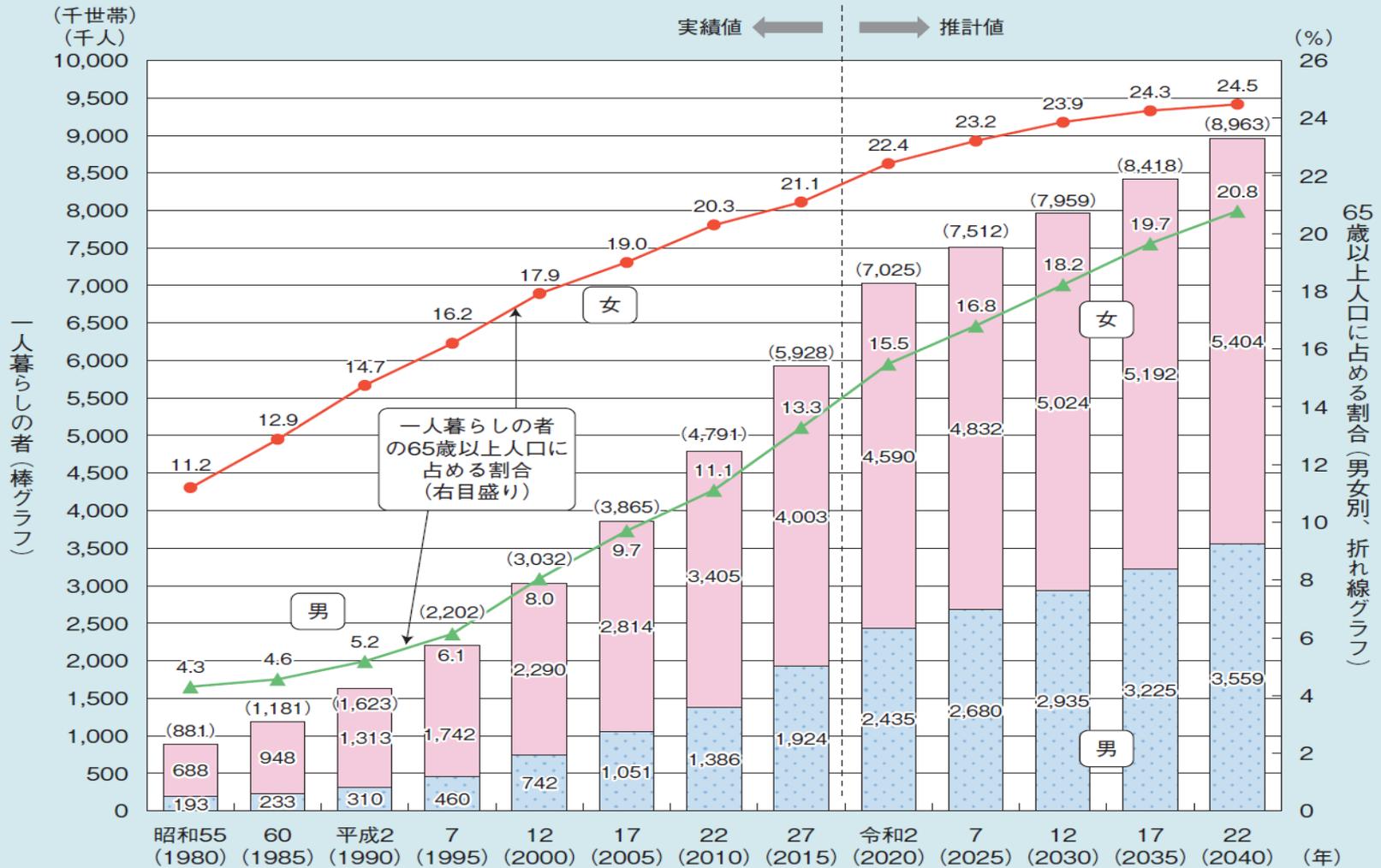
（遺留金の事務処理）

残余遺留金が相続財産管理人の選任のための予納金※に満たない場合、申立てすることができず、歳計外現金として保管。保管額は、年々増加。なお、相続財産管理人の選任実績は、平成26年度と29年度に各1件。

※予納金とは、相続財産管理人選任の申立人が同管理人の報酬に充てる費用として、あらかじめ家庭裁判所に納めるもの

図1-1-9

65歳以上の一人暮らしの者の動向



資料：平成27年までは総務省「国勢調査」による人数、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）2018（平成30）年推計」による世帯数

(注1)「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。

(注2)棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計

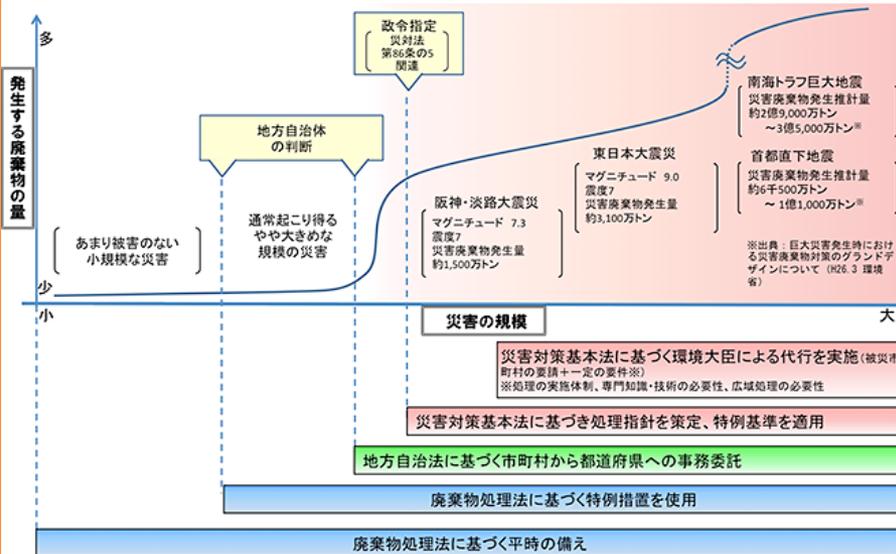
(注3)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

- 近年多発する災害からの復興を早期に進めるためには、災害由来の災害廃棄物の処理を迅速・的確に行う必要がある。
- 今後も発生するであろう災害からの早期復旧のカギとなる災害廃棄物対策を推進する観点から、
 - ・ 災害廃棄物処理計画の策定は進んでいるか、発災後の災害廃棄物処理計画は的確に運用されたか
 - ・ 他の市町村や都道府県との間の災害廃棄物処理の協力関係はうまくいっているか
 - ・ 国の地方公共団体に対する支援は、通常時・発災後も十分なものとなっているか
 等について調査し、国、地方公共団体における災害廃棄物対策のあり方を検討

調査対象とする政策の内容

想定される課題、問題等

■ 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



資料出典：災害廃棄物対策をめぐる動き（環境省HP）

■ 市町村の災害廃棄物処理計画の策定状況（速報値）H31.3.1現在

人口規模	自治体数	策定数	策定率
10万人未満	1,416	360	25%
10万人以上50万人未満	249	95	38%
50万人以上	35	20	57%
回答市町村	1,700	475	28%

資料出典：災害廃棄物処理計画の策定状況及び今後の策定率向上に向けた取組み（平成31年3月11日環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室資料）

- 大規模災害が頻発する中、防衛省は、人命・財産保護を目的とする応急的な救援活動として、自衛隊の災害派遣を実施。同災害派遣がより有効に機能するためには、防衛省・自衛隊と地方公共団体等との更なる緊密な連携が求められる。
- 自衛隊の災害派遣に係る取組状況を把握し、今後の災害対応に資する観点から、
 - ・ 過去の災害派遣時における防衛省・自衛隊と地方公共団体等との連携状況
 - ・ 災害発生に備えた防衛省・自衛隊と地方公共団体との平素からの連絡・協力状況
 - ・ 自衛隊の災害派遣活動を円滑に実施するに当たっての隘路
 等について調査し、好事例や教訓等を把握しつつ、より有効な派遣の実施に寄与。

<自衛隊の災害派遣の活動内容>

- 被害状況の把握、避難の援助、捜索救助、水防活動、道路啓開（がれき等の除去）支援、応急医療、防疫、緊急輸送、炊飯・給水等

<自衛隊の災害派遣の類型>

- 緊急性、非代替性、公共性の観点を総合的に勘案して判断され、①都道府県知事等からの要請に基づく派遣と、②事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つとまがないと認められる場合の自主派遣がある【※】

※ 自衛隊法（抜粋）

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待つとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

<自主派遣の基準>

- 要請を待たない派遣の判断基準とすべき事項（防衛省防災業務計画から）
 - ① 関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること（例：航空機による情報収集）
 - ② 都道府県知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができない場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること（例：通信の途絶等）
 - ③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものと認められること（例：航空機の異常事態発生、海難事故の発生等）

<自衛隊の災害派遣の実績>

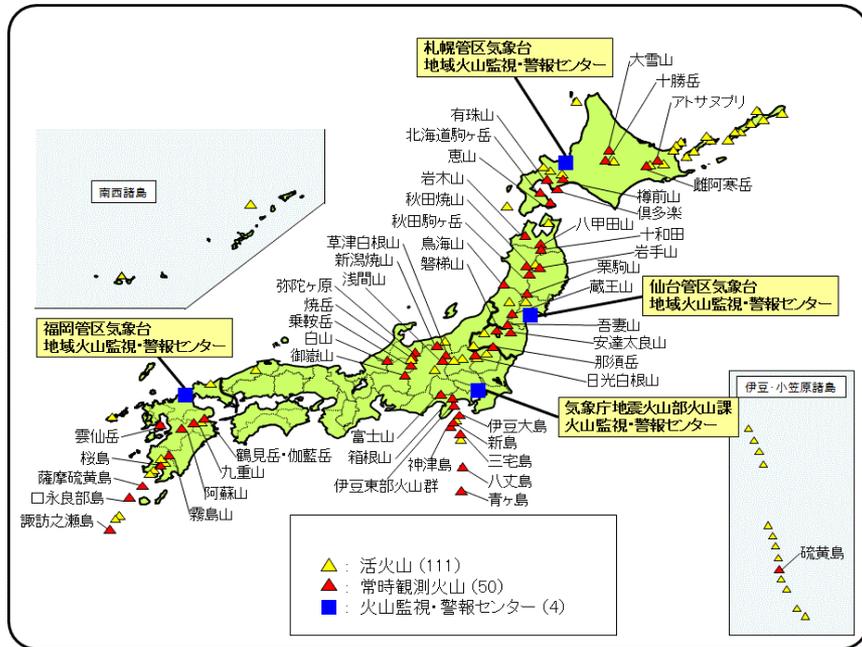
年度	26	27	28	熊本地震※ (28)	29	九州北部 豪雨※ (29)	30	平成30年7月 豪雨※ (30)	平成30年北海道 胆振東部地震※ (30)
件数	521	541	515	-	501	-	430	12	1
人員(人)	6万6,267	3万0,035	3万3,123	約81万4,200	2万3,838	約8万1,950	2万2,665	約95万7,000	約21万1,000
車両(両)	9,621	5,170	5,824	-	3,340	約7,140	3,090	約4万9,500	約1万7,800
航空機(機)	1,232	888	725	2,618	792	169	644	340	230
艦艇(隻)	0	2	11	300	39	0	11	150	20

※ 熊本地震、九州北部豪雨、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震については、それぞれの年度の派遣実績から除く。

- 平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、国は、平成27年に活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）を改正して、火山災害警戒区域の都道府県や市町村に対し各種防災対策を義務付けるなど、対策を強化し取組を推進しているが、それらの対策が十分に進捗していない状況がみられる。
- このような状況を踏まえ、国、都道府県及び市町村における火山防災対策の取組状況を把握し、課題の整理を行う。

■ 国内の常時観測火山

火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な常時観測火山は、国内に50火山あり、そのうち周辺に住民や登山者等が存在する49火山について、火山現象の影響範囲のある23都道府県、167市町村（延べ190市町村）を火山災害警戒地域に指定



資料出所：気象庁HP「火山監視・警報センターにおいて火山活動を24時間体制で監視している火山」（常時観測火山）

■ 平成27年の活動火山対策特別措置法の改正の概要

- ・火山防災協議会の設置（義務）（都道府県及び市町村（注1））
- ・地域防災計画に警戒避難に関する事項を記載（義務）（都道府県及び市町村（注1））
- ・住民等に対する周知（義務）（市町村（注1））
- ・避難確保計画の作成（義務）（避難促進施設（注2））

注1…火山災害警戒地域をその区域に含む都道府県、市町村
注2…集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設

■ 地方公共団体における取組状況等

- ・市町村防災計画において警戒避難に関する事項を全て記載済のものは190市町村のうち105市町村（令和元年7月31日時点）
- ・49の常時観測火山のうち退避壕や退避舎等の避難施設が整備されていないものが21火山（平成30年3月1日時点）
- ・火山活動の度合いに応じて5段階で住民等に注意を促す「噴火警戒レベル」が導入されているが、市町村への噴火警戒レベル情報等の提供の遅れが指摘

- 自動踏切遮断機の設置、踏切保安係の配置又は踏切警報機の設置のいずれも行われていない第4種踏切道は、事故発生率が高いものとなっている。
- 第4種踏切道における安全の確保を推進する観点から、第4種踏切道の現状、その安全対策の実施状況等について、実態を明らかにする。

■ 踏切道の種類

【第4種】 自動踏切遮断機の設置、踏切保安係の配置又は踏切警報機の設置のいずれも行われていない



【第1種】 自動踏切遮断機を設置又は踏切保安係を配置



【第3種】 踏切警報機を設置

※ 第2種は、一定時間内において踏切保安係を配置するもの。平成30年度末現在、存在していない。

(写真：国土交通省資料)

■ 踏切道種別の踏切事故発生件数

踏切道	踏切道数 [か所]	件数 [件]	構成率 (踏切道) [%]	100か所当たり の事故件数 [件]
第1種	29,801	207	89.6	0.69
第2種	—	—	—	—
第3種	723	5	2.2	0.69
第4種	2,726	35	8.2	1.28
計	33,250	247	100.0	0.74

※ 踏切道数は平成29年度末、事故件数は平成30年現在
(内閣府「令和元年版交通安全白書」)

■ 踏切道の改良

- 踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的として、昭和36年に「踏切道改良促進法」が制定
- 同法は、道路法による道路と鉄道とが交差する踏切道が対象
- 他方、第4種踏切道の約半数※は、道路法による道路以外の道路（例：農道など）と鉄道とが交差

※ 平成26年度末時点において、第4種踏切道は2,917か所、うち道路法による道路以外の道路と鉄道とが交差するものは1,529か所（約52%）

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)における木質バイオマス発電事業の認定審査の主なポイントは、①燃料の安定調達、②既存木材利用事業者の木質バイオマス利用への影響。関係機関においては、木質バイオマス燃料の需要動向を的確に把握・分析し、認定の適正性を確保することが重要。
- 木質バイオマス発電に係るFIT制度の適切な運用を図る観点から、
 - ・ 木質バイオマス発電事業者における燃料の調達状況
 - ・ 木質バイオマス発電事業に係る事業計画と実際の稼働状況
 - ・ 木質バイオマス発電事業実施地域の既存木材利用事業者における木材の調達状況
 等について調査の上、木質バイオマス燃料の利用実態や課題等を把握し、関係施策の検討材料を提供。

調査対象とする政策の内容

想定される課題、問題等

<固定価格買取制度 (FIT制度) の概要>



<FIT制度における木質バイオマスの区分>

木質バイオマス発電の買取価格は、その燃料由来により区分。間伐材等由来のものを最も高く設定 (その有効利用や地域振興の観点)

区 分	発電規模	買取価格
間伐材等由来の木質バイオマス	2千kW未満	40円/kWh
	2千kW以上	32円/kWh
一般木質バイオマス	1万kW未満	24円/kWh
	1万kW以上	入札制度
建設資材廃棄物		13円/kWh

<森林・林業基本計画 (平成28年5月閣議決定)【抜粋】>

「木質バイオマス発電施設等の設置に当たっては、安定的な燃料調達が可能となるよう、地方公共団体等と連携し、計画段階から、施設設置者が原木供給者と合意形成できるようにする。」

<木質バイオマス発電事業者の燃料調達に係る課題>

- ①木質バイオマス燃料の使用実績が、計画時に予定していた由来別内訳 (間伐材、建設資材等) とかい離している、②既存木材利用事業者の木材調達に負の影響を与えている等の課題が指摘

<木材の燃料材としての需要量の推移>



- 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の散逸の防止が喫緊の課題となっており、確実な承継を図ることが重要
- しかしながら、都道府県指定文化財（美術工芸品）については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、都道府県の区域内に所在することが前提とされていることから、売買や譲渡等により区域外に移動すると、指定が解除される例が少なくない。
- このような状況を踏まえ、都道府県指定文化財を保護し、確実な継承を図る観点から、都道府県における指定解除の状況や区域外の移転に係る対応状況等の実態を明らかにし、課題の整理を行う。

調査対象とする政策の内容

■ 文化財保護法第182条第2項

地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のための必要な措置を講ずることができる。

■ 都道府県指定文化財数

令和元年5月1日現在

文化財の種類		都道府県
有形文化財	建造物	2,525
	美術工芸品	10,539
無形文化財	芸能	32
	工芸技術	120
	その他	10
民俗文化財	有形	761
	無形	1,679
記念物	遺跡	2,995
	名勝地	287
	動物・植物・地質鉱物	3,007
文化的景観		10
伝統的建造物群保存地区		3
保存技術		26
計		21,994

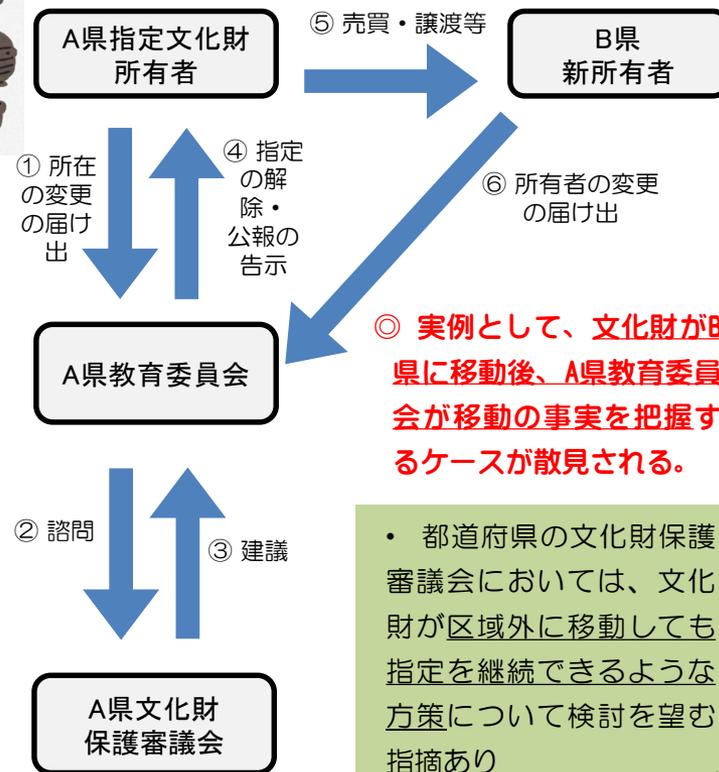
【美術工芸品】

有形文化財（建築物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものの総称。このうち、建築物以外のものの総称

資料出所：文部科学省ホームページ

想定される課題、問題等

■ A県指定文化財がB県に移動する場合の手続きの流れ



◎ 実例として、文化財がB県に移動後、A県教育委員会が移動の事実を把握するケースが散見される。

・ 都道府県の文化財保護審議会においては、文化財が区域外に移動しても指定を継続できるような方策について検討を望む指摘あり

※「都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について」(昭和50年9月30日文化庁次長通知)に基づき当局において作成